
監査委員公表

監査委員公表第7号

令和5年3月16日付 R04-21000-01491 及び R04-21000-01507 の監査結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和5年8月15日

長崎県監査委員	下	田	芳	之
同	砺	山	和	仁
同	近	藤	智	昭
同	饗	庭	敦	子

R5-01090-01533

令和5年5月18日

長崎県監査委員	下田	芳之	様
長崎県監査委員	砺山	和仁	様
長崎県監査委員	近藤	智昭	様
長崎県監査委員	饗庭	敦子	様

長崎県知事 大石 賢吾
(公 印 省 略)

令和4年度財政援助団体等監査結果に係る措置について（通知）

令和5年3月16日付 R04-21000-01507 の監査結果に基づき、別紙のとおり措置を講じたので通知します。

令和4年度財政援助団体等監査結果に係る措置

項 目	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
所管部局:地域振興部 交通政策課		
【長崎国際航空貨物ターミナル 株式会社】		
意見(団体)	<p>(1) 航空貨物取扱事業について</p> <p>当該団体の令和3年度航空貨物取扱量は、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う国際線(長崎～上海線)の運休や国内線航空機の小型化による貨物取扱量の減少などにより5.0トン(令和2年度:4.0トン)となっている。</p> <p>早期の取扱量拡大は困難な状況にあるものの、今後、国際線の運航やクルーズ船の県内寄港の再開、九州・長崎IR区域整備計画の認定や長崎空港の24時間化に向けた動きなど、事業環境が改善する要素も見受けられるので、引き続き、県や関係機関と連携しながら、航空貨物取扱量の拡大に努められたい。</p>	<p>航空貨物については、路線や機材が充実している福岡空港への集約化が進む傾向にありましたが、コロナ禍において、更にこの傾向が加速し取扱量は年々減少しております。</p> <p>加えて、令和5年10月までは国際線が運休となっていることから、早期に取扱量を増やすことは非常に難しい状況にあります。</p> <p>今後、長崎空港24時間運用、IR誘致が実現した場合、長崎空港の利用者の増加並びに増便や機材の大型化、新規就航路線の開設が想定され、国際貨物・国内貨物とも増大することが期待されることから、長崎県の産業振興の観点も踏まえ、長崎県並びに関係機関とも連携しながら、物流拡大に向けての調査研究を進めてまいります。</p>
意見(主務課)	<p>(1) 航空貨物取扱事業について</p> <p>長崎国際航空貨物ターミナル(株)の令和3年度航空貨物取扱量は、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う国際線(長崎～上海線)の運休や国内線航空機の小型化による貨物取扱量の減少などにより、5.0トン(令和2年度:4.0トン)となっている。</p> <p>早期の取扱量拡大は困難な状況にあるものの、今後、国際線の運航やクルーズ船の県内寄港の再開、九州・長崎IR区域整備計画の認定や長崎空港の24時間化に向けた動きなど、事業環境が改善する要素も見受けられるので、引き続き、当該団体や関係機関と連携しながら、航空貨物取扱量の拡大に努められたい。</p>	<p>国内・県内の輸出入環境の変化、また、航空貨物については、路線や機材が充実している福岡空港への集約などがあり、取扱量は年々減少しております。</p> <p>加えて、現時点では令和5年10月までは国際線が運休となっていることから、早期に取扱量を増やすということは非常に難しい状況にあると考えております。</p> <p>今後、長崎空港においては運用時間の延長、また、県内ではIRの誘致を目指しており、実現の際には、国際貨物の需要が増える可能性も見込まれるため、その推移を見定めながら、関係機関と連携して具体的な取扱貨物の増加に繋げてまいります。</p>

令和4年度財政援助団体等監査結果に係る措置

項 目	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
所管部局:文化観光国際部 文化振興・世界遺産課		
【株式会社 乃村工藝社】		
指摘事項(団体)	<p>(1) 収蔵資料の管理について(長崎歴史文化博物館)</p> <p>長崎歴史文化博物館の収蔵資料について、全数点検が計画的に進められているが、現在11点の所在が確認できない状態となっているので、引き続き、所在の確認及び収蔵資料の適正な保存管理に努めること。</p>	引き続き、全数点検を計画的に進め、所在の確認及び収蔵資料の適正な保存管理に努めてまいります。
	<p>(2) 企画展のチケットの管理について(長崎歴史文化博物館)</p> <p>令和4年7月から8月に開催した企画展のチケットについて、印刷納入時の履行確認が未実施であったため、使用枚数と残枚数の合計が発注枚数と一致していないので、適正な会計処理を行うこと。</p>	発注枚数どおりのチケット納品がされているか、納品時の枚数確認を徹底してまいります。

令和4年度財政援助団体等監査結果に係る措置

項 目	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
所管部局:文化観光国際部 観光振興課		
【一般社団法人 長崎県観光連盟】		
指摘事項(主務課)	<p>(1) 補助金の戻入について</p> <p>令和3年度一般社団法人長崎県観光連盟運営費等補助金(運営費)の戻入について、変更交付決定日(令和4年3月31日)付の返納通知書を、納入期限(4月15日)の経過後(4月20日)に当該団体へ送付しており、また、当該納入期限(4月15日)が、長崎県財務規則第27条第1項第5号の規定に基づいた設定(4月14日)となっていないので、適切な事務処理に努めること。</p>	<p>令和4年度一般社団法人長崎県観光連盟運営費等補助金(運営費)については、適切に納入通知書を発行し、納入期限までに戻入されております。</p> <p>また、今回の不適切な事務処理は、全額を概算払していたことに起因することから、今後は概算払を複数回に分けてを行うなど、できるだけ戻入が生じないように努めてまいります。</p>

令和4年度財政援助団体等監査結果に係る措置

項 目	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
所管部局: 県民生活環境部 県民生活環境課		
【特定非営利活動法人 Fineネットワークながさき】		
指摘事項(主務課)	<p>(1) 備品の貸付について 指定管理(令和3年4月～令和6年3月)に際し、故障のため使用できないオフセット印刷機を貸与している。</p>	<p>年度当初に締結する管理運営に関する協定書第7条により、管理すべき物品については、物品管理簿に登記し団体に掲示しておりますが、今回、故障のため使用できないオフセット印刷機を提示してまいりました。事前に故障の有無や使用予定の有無の確認を双方で十分に行い、適正な物品管理簿を団体に掲示し、今後は、使用見込みのない物品については、すみやかに処分方法などを検討のうえ適切な処理に努めてまいります。</p> <p>なお、対象となった物品については、ご指摘を受け、関係規程に基づき適正に処分しております。</p>

令和4年度財政援助団体等監査結果に係る措置

項 目	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
所管部局: 県民生活環境部 交通・地域安全課		
【一般社団法人 長崎県安全運転管理協議会】		
指摘事項(団体)	(1) 施設利用者数の目標値設定について 長崎交通公園の目標利用者数について、指定管理者と県主務課で別々の目標値を設定している(指定管理者: 50,000人、県主務課: 109,000人)が、目標値設定に際して、事前に県主務課と調整・協議を行うこと。	指定管理の実施にあたり、年度の目標利用者数について県と協議・調整を行っていなかったことから、別々の目標値を設定していたため発生した案件です。 令和5年度実施からは、年度の事業計画書に県から示される年間利用者数を目標とする旨を記載し、これにより目標値設定を統一することにしました。
指摘事項(主務課)	(1) 施設利用者数の目標値設定について 長崎交通公園の目標利用者数について、指定管理者と県主務課で別々の目標値を設定している(指定管理者: 50,000人、県主務課: 109,000人)が、目標値設定に際して、事前に指定管理者と調整・協議を行うこと。	指定管理の実施にあたり、年度の目標利用者数について団体(指定管理者)と協議・調整を行っていなかったことから、別々の目標値を設定していたため発生した案件です。 令和5年度実施からは、積算基礎となる数値が揃った時点で県が年間目標者数を算出し、これを文書で団体(指定管理者)に示すことで、目標値設定を統一することにしました。

令和4年度財政援助団体等監査結果に係る措置

項 目	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
所管部局:福祉保健部こども政策局 こども家庭課		
【一般社団法人 長崎県母子寡婦福祉連合会】		
指摘事項(主務課)	<p>(1) 補助金の戻入について</p> <p>令和3年度長崎県ひとり親家庭指導者人材育成事業補助金の戻入について、変更交付決定日(令和4年3月31日)付の返納通知書を、納入期限(4月14日)の経過後(4月21日)に当該団体へ送付しているため、適切な事務処理に努めること。</p>	<p>事業の進捗状況の把握が十分でなかったため、変更交付申請・決定の手続き及び返納通知書の送付が遅れたものです。今後は同様の事案が発生しないよう、適宜団体の事業進捗の状況を把握しながら、適切な額を支出いたします。</p>

令和4年度財政援助団体等監査結果に係る措置

項 目	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
所管部局:産業労働部 企業振興課		
【公益財団法人 長崎県産業振興財団】		
指摘事項(団体)	<p>(1) 特定資産に係る取扱要領について 令和元年度の監査において、特定目的のため預金等を積み立てる特定資産に係る取扱要領の作成を検討するよう指導したが、未だ作成されていないので、速やかに取扱要領を作成すること。</p>	<p>当財団が保有する11種類の特定資産のそれぞれについて、改めて、目的や積立て方法等を精査するため、契約している監査法人等の専門家へ相談を行いつつ、県内外の他の財団法人の状況調査を実施するとともに、九州・沖縄ブロックの産業支援財団から現状、考え方や、要領の制定方法に関する意見聴取を行うなど、検討を重ねておりました。</p> <p>その調査結果を踏まえ、令和5年3月9日に特定資産取扱要領を制定し、令和4年度決算から適用するように整備を行いました。</p>

令和4年度財政援助団体等監査結果に係る措置

項 目	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
所管部局:土木部 道路維持課(R5:都市政策課)		
【一般社団法人 長崎県公園緑地協会】		
指摘事項(団体)	(1) 備品の管理について 県北振興局建設部田平土木維持管理事務所から貸与された芝刈機、噴霧器について、故障のため使用できないにもかかわらず、その対応について県と協議していないので、基本協定書に基づき、適正な物品管理を行うこと。	使用できない備品については、令和4年9月15日に県に県有物品不用報告書を提出し、県において処分されました。 今後は使用できない状態になった備品については、県と協議し、早急に不用報告書を提出いたします。
指摘事項(県北振興局建設部田平土木維持管理事務所)	(1) 備品の貸付について 指定管理に際し、故障のため使用できない芝刈機、噴霧器を貸与している。	貸付物品の使用状況の確認不足により発生した案件です。 使用できない芝刈機、噴霧器については、令和4年9月15日に不用決定し、令和5年3月24日に廃棄処分を行いました。 貸付物品については、毎年物品管理簿との点検・照合を行っているところですが、今後は、使用可能か否かも併せて確認します。

令和4年度財政援助団体等監査結果に係る措置

項 目	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
所管部局:土木部 道路維持課(R5:都市政策課)		
【長崎県公園緑地協会・八江グリーンポート共同体】		
指摘事項(団体)	<p>(1) 備品の管理について</p> <p>島原振興局建設部管理課から貸与された芝刈機、草刈機について、故障のため使用できないにもかかわらず、その対応について県と協議していないので、基本協定書に基づき、適正な物品管理を行うこと。</p>	<p>使用できない備品については、令和4年10月4日に県に県有物品不用報告書を提出し、県において処分されました。</p> <p>今後は使用できない状態になった備品については、県と協議し、早急に不用報告書を提出いたします。</p>
指摘事項(島原振興局建設部管理課)	<p>(1) 備品の貸付について</p> <p>指定管理に際し、故障のため使用できない芝刈機、草刈機を貸与している。</p>	<p>貸付物品の使用状況の確認不足により発生した案件です。</p> <p>使用できない芝刈機、草刈機については、令和4年11月24日に不用決定し、令和5年3月3日に廃棄処分を行いました。</p> <p>貸付物品については、毎年物品管理簿との点検・照合を行っているところですが、今後は使用可能か否かも併せて確認します。</p>

令和4年度財政援助団体等監査結果に係る措置

項 目	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
所管部局:土木部 用地課		
【長崎県土地開発公社】		
意 見(団体)	<p>(1) 当法人の事業完了及び解散・清算について</p> <p>当法人は、令和3年度に策定した「長崎県土地開発公社経営改善計画(令和4年度～令和7年度)」に基づき、令和7年度末で事業を完了することとしているが、造成した住宅用地の販売促進や大村臨海工業用地の県買戻し等の課題があるので、県関係部局等とのより一層の連携を図りながら、円滑な解散・清算を進められたい。</p>	<p>令和2年度県に設置された解散検討会議で、出資廃止(解散)に伴う課題等について検討を行っており、所管課(用地課)と必要な協議を引き続き行ってまいります。</p> <p>時津第10工区埋立地住宅用地については、令和6年度末頃から販売開始できるよう必要な造成工事を進めます。</p> <p>また、大村臨海工業用地については、毎年度依頼元である県に対し、早期一括買戻しの要請を行っております。令和4年度も9月6日付け文書で要請したところです。今後も買戻し要請を行ってまいります。</p>

令和4年度財政援助団体等監査結果に係る措置

項 目	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
所管部局:交通局		
【長崎県央バス 株式会社】		
指摘事項(団体)	<p>(1) 固定資産の会計処理について</p> <p>固定資産台帳において、中古乗合車両5台分の取得価格を、当該団体の会計処理方式に基づき税抜価格で処理すべきところ税込価格で記載している。また、売却した貸切車両について、売却価額と売却時簿価の差額を固定資産売却損益として計上すべきところ売却代金のみを雑収入として計上するなど、固定資産の会計処理が適切でない事例が散見されるので、適正な処理を行うこと。</p>	<p>固定資産台帳をはじめ、ご指摘いただいた内容につきましては、適切な修正を行いました。</p> <p>今後は適切な処理に努めていきます。</p>
意 見(団体)	<p>(1) 経営状況について</p> <p>令和3年度の経営成績は、売上高が7億637万円で、経常損失が1,767万円、当期純損失が2,098万円となっており前年度に比べ561万円悪化し、累積欠損金は3,533万円に膨らんでいる。これは主に、独自運行事業のうち貸切事業(臨時運輸収入)に係る売上がコロナ禍前の水準まで回復していないことによるものである。</p> <p>現在、令和6年度からの長崎県交通局への事業統合が検討されているが、同局と連携しながら一層の収支改善に努められたい。</p>	<p>コロナ禍前までは、ほぼ毎年純利益を計上し順調に推移していましたが、コロナ禍の影響を受け令和2年度から累積欠損金が生じるなど経営が悪化しています。そのため、令和4年度から独自路線として諫早と長崎間の高速バスを運行するなど経営改善を始めています。交通局と連携を行い、アフターコロナに向けた対応を行いながら、累積欠損金の解消に努めていきます。</p>

崎組（暴排）第 39 号

令和 5 年 5 月 29 日

長崎県監査委員 下田 芳之 様

長崎県監査委員 砺山 和仁 様

長崎県監査委員 近藤 智昭 様

長崎県監査委員 饗庭 敦子 様

長崎県公安委員会委員長 瀬戸 牧子

（ 公 印 省 略 ）

令和 4 年度財政援助団体等監査結果に係る措置について（通知）

令和 5 年 3 月 16 日付 R04-21000-01507 の監査結果に基づき、別紙のとおり措置を講じたので通知します。

令和4年度財政援助団体等監査結果に係る措置

項 目	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
所管部局:警察本部 会計課		
【公益財団法人 長崎県暴力追放運動推進センター】		
指摘事項(団体)	(1) 補助金について 長崎県暴力追放運動推進センター補助金に係る暴力追放相談委員に対する謝金について、支払の根拠となる相談回数の資料が作成されておらず、相談回数の実績が確認できない。	暴力追放相談委員に対して相談した実績を記録する資料を作成し、保管することいたします。